



お問い合わせは、  
(☎63・3802)まで。

**11月11日～17日は  
「税をきえる週間」**

この機会に、税金についてお気軽にご相談ください。

■税理士による無料相談所の開催

【とき】 11月14日(金)

10時～16時

【場所】

オークワロマンシティ  
1階エレベーターホール前

**税金のイーストを正しく  
抽選で賞品が当たる!**

■応募用紙設置場所

御坊納税協会、御坊税務署、御坊市役所・日高郡内町役場税務課

■応募対象者

御坊市内または日高郡内に在住・在学の方

■応募期間

11月1日(土)～17日(月)

■応募方法

応募ハガキを御坊納税協会へ郵送するか、御坊税務署、御坊市役所・日高郡内町役場税務課窓口にて提出してください。

■郵送先

〒644・0002

御坊市蘭419番地9

御坊納税協会

**「転出される方へ」  
バイクや軽自動車の  
名義変更・廃車手続きを  
お忘れなく**

**バイクを  
お持ちの場合**

町外へ転出される方で、お持ちのバイクを転出先でも使用される場合は、廃車・住所変更の手続き(※)を必ず行ってください。

町外へ転出される方で、お持ちのバイクを町内の方が使用される場合は、名義変更の手続きを必ず行ってください。

## — 税務署からのお知らせ —

### ☆年末調整説明会を開催します☆

平成26年分の年末調整説明会を下記のとおり開催します。

日 時	会 場
平成26年11月25日(火) 13:30～15:30	紀州農協アグリセンターみなべ
平成26年11月27日(木) 13:30～15:30	御坊市民文化会館

### ☆源泉所得税を納付されている 事業所等のみなさまへ☆

#### — 『ダイレクト納付』を利用してみませんか! —

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

【お問い合わせ先】

御坊税務署 管理運営部門

(☎22・0697)

※(125CC以下のバイクは税務

課で、125CC超のバイクは和歌山運輸支局での手続きになります)

### 軽自動車を お持ちの場合

町外へ転出される方で、お持ちの軽自動車を転出先でも使用される場合は、住所変更後15日以内

に車検証の住所変更の手続きを軽自動車検査協会で、必ず行ってください。

※なお、既にバイク・軽自動車を所有していなくても廃車手続きをしないと軽自動車税が課税されていきますので、お心当たりの方は、税務課にご相談ください。

# 11月・12月は「合同滞納整理強化月間」!

## ● 町税の納付忘れは ごさいませんか?

町、県および和歌山地方税回収機構では、11・12月を合同の「滞納整理強化月間」として、税収確保および納期内に納税いただいた方との公平を確保するため、滞納者の財産の差押えを集中的に実施するなど、合同で滞納整理の強化に取り組みます。

納期限を過ぎていないにもかかわらず、納付されていない方は、至急、金融機関で納付してください。

また、何らかの事情で納付できない方は、未納のまま放置することなく、納税方法について税務課まで必ずご相談ください。



## 【夜間納税および 相談窓口の開設】

左記のとおり、夜間の納税および相談窓口を開設しますのでご利用ください。

日 時	平成26年11月20日(水)
	21日(金)
	12月18日(木)
	19日(金)
場 所	それぞれ、午後8時まで 役場別館1階 税務課

## ● 町税は納付期限内に 納付しましょう

町税は自主的に納付期限内に納付することが原則です。

納期までに町税を納付しない場合は督促状が送付されます。督促状を発送した日から10日を経過した日までに、この町税にかかる徴収金を完納しない場合には滞納処分(差押え)を受けることとなります。

※徴収金とは、本税に延滞金、督促手数料などを合わせたものです。

## 【納期限を過ぎても 納付がない場合】

納期限までに納付された方との公平性を保つため左記により滞納処分の手続を行うことになります。

- ① 督促状の送付
- ② 電話や文書、直接訪問などによる納税の催告
- ③ 財産調査を実施

## 記帳・帳簿等の 保存制度の対象者が 拡大されています

### 対象となる方

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

(所得税の申告の必要のない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります)

### 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入

- ④ 預金、給与、不動産等の財産の差押え
- ⑤ 差し押さえた不動産等の公売・換価

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

### 和歌山地方税回収機構とは

和歌山地方税回収機構は、滞納となった税金を回収するため、滞納者の宅の搜索、不動産、預金、売掛金等の差押え、差押え財産の公売などの法的処分を行う組織です。本町でも毎年、滞納事案の引き継ぎを行っており、今後も税負担の公平性確保のため、積極的に活用していきます。

れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)または、御坊税務署個人課税部門(☎22・1052)まで。